

JIS

引火点の求め方ー 第 3 部：ペンスキーマルテンス密閉法

JIS K 2265-3 : 2007

(PAJ)

平成 19 年 1 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 化学製品技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	宮 入 裕 夫	東京電機大学
(委員)	江 村 智 之	日本プラスチック工業連盟
	奥 山 通 夫	社団法人日本ゴム協会
	笠 野 英 秋	拓殖大学
	加 茂 徹	独立行政法人産業技術総合研究所
	田 中 誠	財団法人鉄道総合技術研究所
	高 野 忠 夫	財団法人化学技術戦略推進機構
	高 橋 信 弘	東京農工大学
	西 川 輝 彦	石油連盟
	西 本 右 子	神奈川大学
	林 田 昭 司	社団法人日本化学工業協会
	夷 石 多 賀 子	財団法人日本消費者協会
	堀 友 繁	財団法人バイオインダストリー協会
	中 田 亜 洲 生	昭和シェル石油株式会社

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 19.1.1

官 報 公 示：平成 19.1.4

原 案 作 成 者：石油連盟

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-4 経団連会館 TEL 03-3279-3811)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：化学製品技術専門委員会 (委員長 宮入 裕夫)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 試験の原理	3
5 試薬	3
6 試験器	3
7 試験器の準備	4
8 試料の採取方法及び調製方法	4
9 試料の取扱い	5
10 試験の手順	5
11 計算方法	6
12 結果の表し方	7
13 精度	7
14 試験結果の報告	8
附属書 A (規定) 試験器の検証	9
附属書 B (規定) ペンスキーマルテンス密閉法引火点試験器	12
附属書 C (参考) 温度計検査ゲージ	19
附属書 JA (参考) 試験方法の種類	20
附属書 JB (参考) JIS と対応する国際規格との対比表	21
解 説	27

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、石油連盟(PAJ)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

JIS K 2265 の規格群には、次に示す部編成がある。

- JIS K 2265-1** 第 1 部：タグ密閉法
- JIS K 2265-2** 第 2 部：迅速平衡密閉法
- JIS K 2265-3** 第 3 部：ペンスキーマルテンス密閉法
- JIS K 2265-4** 第 4 部：クリーブランド開放法

引火点の求め方— 第 3 部：ペンスキーマルテンス密閉法

Determination of flash point—Part 3 : Pensky-Martens closed cup method

序文

この規格は、2002 年に第 3 版として発行された ISO 2719:2002, Determination of flash point—Pensky-Martens closed cup method を基に作成した日本工業規格であるが、国内の実情に合わせるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。

この規格は、危険な試薬、操作及び試験器を用いることがあるが、安全な使用法をすべてに規定しているわけではないので、この試験方法の使用者は、試験に先立って、適切な安全上及び衛生上の禁止事項を決めておかなければならない。

1 適用範囲

この規格は、ペンスキーマルテンス密閉法引火点試験器を用いて、引火点が 40 °C を超える可燃性液体、固体懸濁物質を含む液体、試験条件において表面に薄膜ができやすい液体及びその他の液体の引火点を求める A、B の二つの方法について規定する。

A 法は、表面に薄膜ができにくい液体塗料及びワニス、未使用潤滑油並びに B 法を適用しない他の石油製品の引火点測定に適用する。

B 法は、残さ（渣）燃料油、カットバックアスファルト、使用潤滑油、表面に薄膜ができやすい液体、固体懸濁物質を含む液体及びポリマー溶液、接着剤のような高粘度物質などの引火点測定に適用する。

- a) この方法で技術的には 40 °C を超える引火点の灯油も測定できるが、灯油は JIS K 2265-1 によって試験するのが標準的な方法である。同様に未使用潤滑油は一般的には JIS K 2265-4 によって試験する。
- b) 残さ（渣）燃料油は、A 法によってもよい。ただし、疑義が生じた場合は、B 法による。
- c) 使用潤滑油は、A 法によって試験してもよい。ただし、これらの試験の精度データは、B 法についてだけ有効である。
- d) 水性塗料は、**JIS K 2265-2** を使って試験できる。また、微量の高揮発性物質を含む液体は、**JIS K 2265-2** 又は **ISO 1523** を使って試験できる。
- e) 精度データは、**箇条 13** に示す引火点範囲だけに適用できる。

注記 1 この規格群には、**附属書 JA** に示す試験方法がある。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 2719:2002, Determination of flash point—Pensky-Martens closed cup method (MOD)

なお、対応の程度を表す記号(MOD)は、**ISO/IEC Guide 21** に基づき、修正していることを